

【11月の休館日】
1日(土) 4日(火) 11日(火)
18日(火) 25日(火)
毎月1日・毎週火曜日は**休館**です。

ふくちのち便利

開館時間 10:00-18:00 / 福智町赤池 970-2 / ☎ 28-2855



ふくちのちイベント

◆企画展「上野焼」
～ 11/17(月) 1階企画展示室

◆子どもの折り紙教室
11/2(日) 11:00-11:30

◆ぶらんこのおはなし会
11/8(土) 11:00-11:30

◆上映会 **大人向け** ☎
「52 ヘルツのクジラたち」
11/8(土) 14:30-16:55

◆スタッフのおはなし会
11/9・16・23(日) 11:00-11:30

◆絵本のつどい
11/16(日) 13:15-15:00
1階 ワクワク広場

◆大人の折り紙教室
11/21(金) 10:10-11:45

◆上映会 **子ども向け** ☎
「トムとジェリー
上には上がある ほか」
11/22(土) 14:30-15:05



☎…要申込

秋の読書週間イベント

無くなり次第終了! 「ふくちのちグッズくじ」



11月23日(日)までの間、「スタッフのおはなし会」「子ども向け上映会」「子どもの折り紙教室」に参加すると「ふくちのちグッズ」が当たるガチャガチャを1回まわすことができます。奮ってご参加ください!

PICK UP

【町内優先有】ぬくもりのある

木製カレンダーづくり

日時▶ 11月15日(土)
14:30～15:30

場所▶ 1階 ものづくりラボ
定員▶ 小学4年生以上先着12人
※要申込
費用▶ 300円

描いた絵が形になる!?

ブローチづくり

紙に絵を描いた後、レーザーカッターで形を切り出します。切った形を貼り合わせたり、文字を貼ったりしてオリジナルブローチを作ります。

日時▶ 11月16日(日)
①10:15～②11:15～(各40分)
場所▶ 1階 ものづくりラボ
定員▶ 各回先着6人
※要申込 / 小2以下は保護者同伴
費用▶ 1個300円(1人2個まで)

【町内優先有】クリスマスが待ち遠しい♪

リースづくり

日時▶ 11月29日(土)
14:30～15:30

場所▶ 1階 ものづくりラボ
定員▶ 先着12人
※要申込 / 小2以下は保護者同伴
費用▶ 300円

翌月のイベントを少しだけ紹介!

来月のふくちのちは…!?

●大人向け上映会「お終活 熟春! 人生、百年時代の過ごし方」ほか、
子ども向け上映会「ギガントサウルス マズのちようせん ほか」を予定。
※ 内容は変更になる場合があります。

新着本 ご紹介

下記以外にも、司書がおススメする季節折々の本をふくちのち公式HPで定期的に更新中。こちらからご覧ください▶



介護未満の父に起きたこと
ジェーン・スー / 著 (新潮社)

涙の箱
ハン・ガン / 作 (評論社)

ジャングルア沖繩
(昭文社)

ラファディオ・ハーンが
愛した妻小泉セツの生涯
櫻庭由紀子 / 著 (内外出版社)

アンパンマンとすいこみどり
やなせたかし / 作・絵 (フレーベル館)

児童書

カラフルピーチ
はちゃめちや事件簿
吉岡みつる / 文 (講談社)

きみとぎゅっ
いぬいさえこ / さくえ (バイインターナショナル)

ルルとララの
ふわふわオムレット
あんびるやすこ / 作・絵 (岩崎書店)

税のお知らせ

tax information and news

福岡県下一斉徴収強化月間です!

11月と12月は、地方税の徴収率アップと滞納の解消を強化!



↑タイヤロックの現場

個人 人住民税をはじめとする地方税の徴収率向上と滞納の縮減を図るため、福岡県および県内自治体が連携して11・12月を「県下一斉徴収強化月間」とし、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック、捜索による滞納処分の強化等を行い、より一層徴収対策に取り組みます。皆様から納めていただく税金は、私たちの暮らしを支える貴重な財源。税金が無ければ、「ごみ収集ができない」「道路が整備されない」「公共施設の利用料金が値上がりする」等、十分な行政サービスが行えなくなります。

tax information and news

納期限を1日でも過ぎれば滞納です

納期限を過ぎても納税されていない税金はありませんか?

STOP
滞納

口座振替をご利用ください

町税の納付方法に「口座振替」はいかがですか。

▶ 口座振替にすると、納付期限月の25日(振替日が休日の場合は翌営業日)に口座から引き落とされますので、「ついうっかり」を防ぐことができ、便利で安心です。

また、口座振替の手続きがより簡単にできるようになりました。役場の窓口であれば、銀行のキャッシュカードと暗証番号をご準備いただくだけでその場で登録ができます。スマートフォンやパソコンをお持ちの方であれば所定のページで必要事項を入力するだけでより簡単に申し込みができるようになりました(福岡銀行と西日本シティ銀行の口座のみ対応)。この機会に、口座振替での納付をご検討ください。



建物を新築・増築・取り壊したとき必ずお知らせください

▶ 建物がなくても課税されたり、正しい固定資産税の金額が算定されない場合もありますので

①建物の全部または一部を取り壊したとき

②建物を新築・増築したとき

の際は、役場税務課にご連絡ください。

※ 新築・増築・滅失登記の手続をした場合は連絡不要です。
※ 建物は新築後1ヶ月以内に表題登記することが法律で定められており、登記していない建物の所有者は登記手続をご検討ください。

納付書の「期限」表示について

「納付期限」と「コンビニ使用期限」にご注意を

▶ 納付書には「納付期限」と「コンビニ使用期限」の記載があり、「コンビニ使用期限」内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォンなどでの納付が可能。ただし、税は「納付期限」までに納付しないと滞納扱いになるため、ご注意ください。

税金の滞納は放置しないで

納税が困難になった場合は相談を

▶ 地方税法の規定では、税金は借金よりも優先して納付しなければなりません。滞納者には督促状や催告書を送付し納付催告を行っていますが、納付に応じない場合には、法律に基づき財産の差押えなどの強制執行を行うことになります。

物価高騰の中、困難な生活を強いられている状況でも、ほとんどの皆さんに納付していただいています。病気や失業などやむを得ない理由により納税が困難となった場合などは、分納計画を立て、完納できるよう相談に応じます。滞納が増える前に早めに相談にお越しください。

【滞納処分の流れ】

滞納 → 督促・催告 → 財産調査 → 捜索・差押え
→ 公売・強制取立 → 完納・停止

☎ 役場 税務課 収納対策係 ☎ 22-3517